	ハ　軒どい　堆積物の除去及び拭き取り ニ　竪どい　高圧水洗浄
二　畑	ホ　庭等の土壌　除草、堆積物の除去又は表土の除去及び被覆 ヘ　庭木等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ト　芝地　除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え チ　砂利又は砕石　除草又は除去及び被覆 リ　庭等の舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
三　山林	イ　果樹等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ロ　果樹等の樹木以外　除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
四　原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一―二十五　AXCビル六階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十六年十二月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○防衛省告示第百八十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十六年九月二十四日

防衛大臣　江渡　聡徳

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1)　北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五四秒 (2)　北緯三四度一四分三二秒　東経一三九度一八分三七秒	平成二十六年十月十七日から同年十一月十三日までの間、毎日午前七時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○東北地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十四日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千九百九号弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年十二月十九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百一号	名古屋市港区大西一丁目四二番一から同市港区春田野三丁目一〇四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月二十四日

○中国地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十四日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東広島市安芸津町木谷字菅谷三七七九番一から竹原市吉名町字中祖二五三七番一まで	前	九・八〇～三一・三〇メートル	〇〇・二一一キロメートル
	後	一〇・五〇～四〇・三〇メートル	〇〇・二一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所